

令和3年度 第4回富田林市補助金等検討委員会 会議録要旨

総務部行政管理課

- ◆日 時:令和4年2月15日(10:00~11:05)
- ◆場 所:富田林市役所 2階 全員協議会室
- ◆委 員:別紙のとおり
- ◆事務局:谷口、阪谷、北村、上久保、井上、本田
- ◆開催形態:公開(傍聴人2人)

| 発言者  | 概 要  |
|------|--|
| 事務局  | <p><b>はじめに</b></p> <p>◆委員会(議事録)の公開・非公開及び配布資料の取扱い</p> <p>・定刻となりましたので、令和3年度第4回富田林市補助金等検討委員会を始めさせていただきます。前回に引き続き、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の委員会につきましても前回と同様に会議を公開する形で開催させていただきたいと考えていますが、傍聴希望人の方にご入場いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>➡(異議なし)</p> |
| 事務局  | <p>・ありがとうございます。それでは、委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">&gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 傍聴人 入場 &lt;&lt;&lt;&lt;&lt;&lt;</p>   |
| 事務局  | <p>◆開催要件</p> <p>・改めまして、会議の方を進行させていただきます。</p> <p>始めに、本日の会議につきましては、委員総数の半数以上のご出席をいただいておりますこと、本会議設置要綱に規定された委員会の開催要件を満たしておりますことを報告させていただきます。</p>   |
| 事務局  | <p><b>1. 補助金等の見直しの必要性について</b></p> <p>・それでは、事務局で作成しました資料を基に説明させていただきますが、会議の進行につきましても、久委員長よりお願いいたします。</p>  |
| 久委員長 | <p>・どうもおはようございます。</p> <p>本日も様々なご意見をいただきたいと思います。前回、補助金の分類を資料⑬で行ってもらいましたが、もう少し検討があれば、より良い分類ができるのではないかとということで、事務局で再検討いただきまして、本日、新たな資料の提示をいただいております。</p> <p>それでは、まず事務局の方から説明いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>                                       |
| 事務局  | <p>・行政管理課の上久保です。よろしくお願いいたします。</p>  |

それではまず、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしました、第4回補助金等検討委員会会議資料となりますが、資料が手元がない場合はお申し出ください。

資料の内容としましては、会議次第、資料⑩、資料⑪、資料⑫となります。本日の委員会は、前回の第3回委員会に引き続いて、お配りしている資料⑩の適正化・見直しの方向性の各項目を検討するための議論となるかと思えます。

資料⑩をご覧くださいませでしょうか。資料⑩の各項目が、委員会での答申における核の部分となっております。項目の1から5については、これまでの補助金の分類から、新たな分類に定義し直すことによって、それぞれ整理ができると考えておりますので、それを念頭に置いて、各資料の説明をさせていただきます。

まず初めに、資料⑪をお願いします。結論から申しますと、こちらが現時点で事務局が考えている、補助金の分類案となっております。分類としては、大きく「補助金」と「助成金」に分けております。さらに、補助金の中で実施主体に応じて、民間が実施するもの、行政が実施するもの、行政と民間がともに協働して実施するもの、と3つに分類しております。行政が実施するものについては、補助金の性質に応じて、更に細分化して分類を設定しています。

また、助成金についても性質に応じて、2つの分類を設定しました。この分類に至った検討過程について説明しますと、前回委員会において配布しました資料⑬では、補助金を2つの軸により、4つの分類に整理したものでした。資料⑬の分類について、前回委員会で議論していただいたところ、分類の仕方や考え方、名称等が適していないなどのご意見がありました。また、既存補助金を実際に当てはめた方が、イメージが掴みやすいというご意見もありました。

そこで、事務局で改めて分類案を再構築するにあたり、まずは行政がやるべきものなのか、もつぱら民間が実施するものかという、2分類に区分し、既存の補助金を当てはめてみるという検討を行いました。その作業において、行政と民間という2分類では、どちらにも分類できない補助金が多く、2分類では不適切ではないかと考えました。

ここで分類できなかった補助金のグループを検証すると、行政と民間がどちらも事業に関わっており、関係が不可分であり、前回の委員会でも議論となった協働分野の取り組みであることがわかったため、実施主体として、行政と民間という分類に加えて、協働という分類を追加して、3分類での検討を行うこととしました。

この3分類に、改めて既存補助金を当てはめる作業を行ったところ、補助金的性質のものは分類することができましたが、助成金的な性質のものを実施主体によって分類することは難しいという課題に行き当たりました。

そこで、実施主体による補助金の分類とは別の分類として、最初にまず、補助金と助成金を分類することとしました。補助金から助成金を取り除き、その上で、補助金を実施主体に応じて3分類することとしました。この分類の仕方が、資料⑭の分類のフローチャートで示したものとなっております。

資料⑭をご覧くださいませでしょうか。

このフローチャートでは、それぞれ補助対象、実施主体、性質のどのレベルで分類したかを表しております。便宜上、実施主体によるレベルでの分類については、アルファベット

の大文字で、性質のレベルにはアルファベットの小文字を割り振っております。

現時点では考え方を整理するために、フローチャートを作成しましたが、将来的には、それぞれの矢印に基準や条件を設定することで、補助金を所管する担当部署が、実際に補助金を分類する作業で、悩んだり混乱したりといった負担を軽減したいと考えております。

再度、資料⑰をお願いします。資料⑰のそれぞれの枠には、分類を行うにあたっての考え方等、事務局で検討した内容を記載しておりますので、それぞれ説明いたします。

まず、上下で分割しているのが、補助金と助成金の分類となっております。

上側、補助金は、左から、民間、民間と公、いわゆる協働の分野と、行政がもつぱら行うべきものという3つの分類となっております。

補助金に共通するのが、補助の対象が、原則として事業となっていることです。

なお、この分類の中で、事務局案として、補助金や支援金など、分類ごとに異なる名称を用いることで、制度の名称を見るだけで、どのような性質になっているのかわかるようにしてはどうかという考え方を盛り込んでおりますが、現時点では仮の名称としております。

また、行政がもつぱら行うべきものについては、さらに委託的なもの、補償や負担金的なもの、制度的なものに細分化しております。

補助金をこのように分類することで、それぞれの目的や役割、特徴が明確になります。

今後の補助金の適正化に取り組むにあたって、分類ごとにアプローチの仕方も異なることから、より効率的・効果的な見直しができること事務局では考えております。

続いて、資料⑰の下側、助成金について説明いたします。

助成金については、事業促進助成金と、支援助成金の2つの分類を設定しました。

事業促進助成金については、行政が普及を促進したいと考えている事業への金銭的な助成で、支援助成金については、特定の要件に合致する場合に経済的な負担を軽減するための助成金としております。

続きまして、資料⑱をお願いします。

只今、説明しました資料⑰の考え方に基づき、既存の補助金を分類したものが資料⑱となります。資料⑱については、あくまで本日の委員会にてイメージを掴んでいただくためのものであり、事務局が便宜的に分類したものですので、これから各分類の考え方を整理する中で、適宜修正していく予定です。

資料⑱の各補助金に割り振ってある番号については、第1回目の委員会にてお配りした補助金一覧の各番号に対応しており、補助金の目的など、概要はそちらで確認することができます。本日お配りした資料の説明は以上となります。

もう1点、説明がございまして、資料⑮をお願いします。

資料⑮は本市が独自の上乗せをしている補助金の一覧となっております。前回の委員会で民間保育所の運営補助金については、国基準以外のものがなかったのかというご指摘がありました。担当課に確認しましたところ、国基準以外のものも含まれているということが確認できまして、内容としましては、例えば保育園が加入する損害賠償保険等、国の基準では、本来補助対象ではないものを市単独事業として、補助しているということでした。それ以外にも項目が多岐にわたり、金額の精査等が、今回の委員会には間に合いませんでしたので、後日資料としてお配りする予定にしております。前回いただいていたご指

|      |  |
|------|--|
|      | <p>摘についての回答とさせていただきます。</p> <p>最後になります、本日の資料による新たな補助金の分類として分類を行うことで、資料⑩の今後の補助金の適正化に向けたご議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事進行を改めて久委員長にお返しますので、よろしくお願いいたします。</p>  |
| 久委員長 | <p>・それでは、本日の分類を軸としながら議論を進めていきたいと思っております。ご質問でも、ご意見でも結構ですので、皆さんいかがでしょうか。</p>   |
| 事務局  | <p>私の方から口火を切らせていただきますが、補助金と助成金に分けていただいて、すっきりはしているのですが、事務局で補助金と助成金に振り分ける、何か条件とか根拠とかいうのは考えられましたでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>➡分ける際には、補助金は事業的なものというのを補助金として、助成金の方につきましては、不特定多数に年1回と回数を制限した上で金銭的なものを支給するというようなものが主な分け方になっております。</p>  |
| 久委員長 | <p>・補助金と助成金、他の自治体でも混同して使っているので綺麗な分類はできにくいと思っておりますが、例えば、補助金には審査があり、助成金には審査がないという分け方もあります。それはテクニカルというか手順の問題で整理するわけですが、結局、先ほどの事務局の説明と被るんですね。</p>  |
|      | <p>なぜ審査がいらぬのかというと、経済的な支援であったり、そのままお金をお渡しすると、その際に助成金の場合は審査の代わりに既に一定の条件を課して、申請の内容が条件に適合すれば、そのまま自動的に給付されるというタイプが助成金で、補助金の場合は様々なことをきちんと審査しながら、その適否を判断していくという分け方もありますので、参考にいただければと思います。先ほどの目的の話と、プラス手順的な話というのも整理の軸としてあるのではないかなと思っておりました。</p>  |
|      | <p>それともう一つ、やはり言葉というのはとても重要で、今までは補助金や助成金、様々な内容がありながら、同じような言葉遣いをされてきたので、今回、言葉遣いを整理するという事で、上手く整理をしていただいて、ある程度は私も納得しているんですけど、少しその言葉遣いで、特に資料⑰の真ん中の協働の部分ですが、協働をずっと一緒にさせていただく立場からすると、ここに補助という言葉があるというのが気になります。協働というのは対等な立場で、パートナーとして動くということですが、補助という言葉の中身は上下関係がイメージされてしまいます。困っているから助けてあげましょうというのが補助のイメージなので、ここに補助というのをを使うというのは、少し慎重にして欲しいなと思っております。代わりの言葉とすれば、行政も一緒にやらないといけないので、その分担とか負担でお金を差し上げるということなので、負担金とか分担金。負担金は、資料⑰の右側、行政の真ん中で、今後、使っていこうという話があるので、それであれば、分担金とか違う言い方もあるのかなと思っておりました。</p> |
|      | <p>もう一つ、私の方でこういった観点かなと思っておりましたのが、資料⑰の下側で助成金が左と右に分かれています、事業促進助成金というのは、いわゆる、事業を促進させるための奨励的な意味合いかなと思っております。よく英語ではインセンティブと言いますが、お金を差し上げることによって、この事業とか活動・行動を促していくという将来的な役割とし</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>土井委員</p> | <p>て、お金を差し上げるのが事業促進助成金であり、一方の支援助成金というのは、前回までは福祉的と呼んでいましたが、経済的に大変な方々に対して、金銭的・経済的な支援をしていくというのが、支援助成金かなと思いますので、一定、上手く整理をされておられると思いますけれども、もう少し言葉遣いや目的をうまく説明していただくと、より分かりやすくなるのではないかなと思いますので、事務局の方で最終に向けて、検討の材料にして欲しいなと思います。</p> <p>・私も資料⑰の表で大変分かりやすくなったなという印象です。</p> <p>今、委員長が資料⑰のDの枠、協働という観点から民と公の立場というところが対等であるということ仰られたと思うんですけど、やはりそうなんですね。一方で協働ということで、市民の方がまず一緒に動いていただかないといけないというのが原則だと思いますが、協働の芽を摘まないように、あまり行政が手を出しすぎないようにということも大事なかなと思いますので、民間の方が自主財源をどれだけ確保できるかによって、この協働の割合というところも決まってくるのかなと。</p> <p>負担割合が0から100というように書かれているんですけど、それは厳しく審査する必要はあるのかなと思いますので、行政が求められたら何でもすぐにやるのではなくて、やはり協働という立場を重視していただきたいということで、このDの枠というところは十分慎重に図っていきたいなと考えています。</p> |
| <p>久委員長</p> | <p>・今からお話する内容は、本当は協働の方で議論しないといけない話だと思いますが、私がお手伝いをしている兵庫県のとある自治体が、とても面白い補助の仕組みを作りました。何かというと、どうしてもお金として集めてこないといけないという、そういう仕組みが多いんですが、実はボランティア的に動く方というのは、お金を集めることは中々大変なんですけれども、いわゆる、労力提供をしてるわけですね。</p> <p>円というお金では換算できないけれども、動いてる時間をどれだけ費用として換算できるかということで、会議に何人集まってこれだけの時間を費やしてるんだから、人件費相当としてはこれぐらい積めるとか、或いは、実際の実労働の中で、何時間労働したから、その分は給与的にいくら費用として見積もれるのか、そういったようなことを相手方の市民団体側の費用として、見積もろうというような仕組みをとりました。</p> <p>必ずしも、金銭的・貨幣的なもので図ることもないのかなと思いますので、その辺りはまた次のステップだと思いますが、協働で相手方がどういう形で、いわゆる、費用負担できるのというので、金銭的な負担だけではないというやり方もありますよということでお話を追加させていただきました。</p>   |
| <p>佐井委員</p> | <p>・新しい案の区分けというのは、大変分かりやすくて、これから改善していく方向性というのが提案しやすいものになっていると思います。</p> <p>ただ1点、気になったのが、資料⑰の助成金のBについて、確かにこれは支援の助成金なんですけれども、いわゆる、経済的な所得制限がないものもありますよね。だから、一概に経済的に困窮している方に対する支援策と言えない面もあります。その辺りは、支援という言葉を使っていますが、全ての市民の方が対象になるようなものもあると思います</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>ので、少し気をつけて欲しいなど。</p> <p>あと、前回の委員会で、この委員会が中心的に議論すべき内容は、前回の資料でいう資料⑬の③の部分であると、委員長の方から発言があったと思いますが、この資料⑰でいうと左側の民間Cと書いてある部分について、集中的に議論して整理していくということなのではないでしょうか。</p> <p>➡仰るとおりです。資料⑬の③が、イコール、資料⑰の民間Cということでもないのかなと考えていますが、前回ご議論いただいた上で、再度、分けをさせていただいた中でこのような形になっています。</p> <p>委員会としてご議論いただきたいのは資料⑰の民間Cだけではなくて、このような区別をすることにより、各々ターゲットがどのように変わってくるのかというところで、見直しの方向性はそれぞれAからEぐらいまであるんですかね。その中で、個々で見直しの方向性というのをまとめていきたいと考えております。</p>   |
| 久委員長 | <p>・委員会の役目としては、これまでと今後のですね、市から経済的にお金を相手方にお渡しをする時の根拠の整理をする。或いは、その評価をする時の評価基準や評価軸といったものを提示する。それにより、各担当部署が、今まで適切であったのかどうか、或いは、今後どのようにしていくのかというような枠組みを提示するというところでよろしいですね。</p>  |
| 藤委員  | <p>・資料⑰の行政Eの真ん中で交付金の説明にある米印のところ、交付金については市が一方的に支給するので、本来、用途を制限するものではないというような表現が出ていますが、ここは私の知っている状況でいくと、やはり事業の範囲は決めるべきであって、その範囲の中から選択するのは、事業者の方からやっていただくということで、ここで記載されている補助金で事業を決めないというのは少し疑問があります。</p> <p>まずは事業を決めていただいて、その中で色々なやり方がありますので、その手段は事業者にも決めてもらうというやり方が交付金であったかなと。ただ、実績報告という形は恐らく取らなかったと思いますので、後で、こういうものを使いましたという充当報告だけは貰っていたのは聞いているので、そういうようなやり方が交付金ではないのかなと思いますので、用途を制限するものではないという表現は、改めていただいた方がいいのかなと思います。</p> <p>あと、助成金Bは反対に言うと、事業主体の方の事業を尊重するものかなと、それを尊重することによって、市が今まで決めている補助事業とは何ですかということには行政目的を補完しながら、公共の福祉を増進させるような手段だというようなことを決められているんですね。そうすると、ここで助成金ということは、団体の方がどのような事業をしているのか、その事業を是として認めたからこそ、補助率は分かりませんが助成すると、どうぞ使ってくださいというようなことを少し書き加えたらどうかという意味で捉えました。</p> <p>協働の点は、委員長が仰られた内容はまさにそのとおりだと思います。よくここまで分類ができたかなと思いますので、あとはこの分類をはっきりと区別できるような表現や誰が読んでも同じ方向で判断できるような表現など、もう少し整理して決めていただければありがたいかなと思います。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 久委員長 | <p>・先ほどの交付金のお話は、交付金だけではなく、全てに共通することですが、税金としてお渡しをする限りは、やはりその目的も明確でないといけないし、或いは、使い方もちんと公的な意味というのが、全ての市民の方に納得していただけるような使い方をしないとけないので、渡しっ放しというようなイメージの文書は困りますということかと思しますので、その辺りは文章の表現的な話かなと理解しました。</p> <p>参考になるかは分かりませんが、NPO法が制定された際にNPO法人をどういう形で認めていくのか議論された中で、今までは社会福祉法人もそうですが、認可をする行政の方がハードルを上げて、かなり慎重に審査をし、一定のレベル以上でないと中々認可をしないということだったんですが、NPOはそのハードルを大きく下げましょうということにしたんですね。今でもNPOは一定の申請書が整っていれば、それで自動的に了承されるという形で審査されていると思うんですけども。</p> <p>しかしながら、社会的に活動する団体なので、社会的な評価をきちんと受けないとけないということになっています。だから、毎年、事業報告と収支報告は、ホームページ上でしっかりと全ての方が見れるようにしてくださいとお願いをしております。それは、入口で審査をするのではなくて、実施した内容を社会的に公表することによって、社会が評価をして欲しいということだと思います。それは交付金もよく似ていると私は思っています。</p> <p>他に、例えばこれから助成金と呼ぼうというところは、かなり入口で審査し、評価しますよね。けれども、交付金というのは一定まずはお渡しをしようということだと思います。</p> <p>お渡しをして、それをどのように使ったのかということは、一応、報告書をいただいて、更にそれを市民に対して公表することにより、この団体の方はこういった使い方をされてますけれども、これで市民として納得できますかということでも市民に評価してもらうような、そういった仕組みが交付金としてはあるのかなと思いましたが、これも運用のテクニカルの問題かもしれませんけれども、誰がどのように評価するかというものがいくつかタイプがありますので、それぞれの分類に応じて、また適切なやり方をテクニカル、或いは、手順として考えていただければと思います。</p> |
| 佐井委員 | <p>・今の内容に関連しますが、補償金・交付金・負担金と一括りになっていて、この補償というのは、何か行政が行ったことに対する補償として記載されていますが、交付金・負担金と、補償金というのを同じ括りに入れてしまうのは違和感を感じます。一般的に、行政が行ったことに対して、被害者というか被害を被った方々に対して、補償金を支払う時に、その使い道などに対して、制限をするんですかね。</p> <p>だからその補償的な意味のものを補助金という言葉を使っているの、何かまぜこぜになっていますが、補償金にあたる部分というのは、別で考えた方が分かりやすいのではないですかね。</p> <p>他については、この使途というのは当然ほとんど制約とかされてますよね。</p>  |
| 事務局  | <p>➡前回までの委員会で補償的要素のある補助金というのが、ご議論いただいた中で、実際の補償金ということではないので、補償金であれば当然補償という根拠ある形で支出をしないとけませんので、ここに補償金と書いているところが、恐らく佐井委員の疑義に繋がったのかなと思いますので、その辺りはご指摘のとおり検討させていただきます。</p>   |
| 久委員長 | <p>・負担金と交付金・補償金をあえて言葉で分けていますから、最終的にはこの2つに分かれていくのかなと思います。ちなみに制度的というのも、実はこれ3つが並列で並んでいま</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>すが、少し意味合いが違うのかなと私は思っています、ずばり制度的というのは、国とか府、上位団体が決めているので、市の裁量がないということですよね。だから、私たちは事務をやっているだけの話であり、目的とか、その辺りは国、府で考えていただいているので、それに従って私たちはやっているだけなんだと。もっと分かりやすく言えば、検討の余地がないというのが制度的な話かと思います。</p> <p>おそらくこの制度的と言われるところに、国とか府の方は、またこのような整理をしていただいて、やっているはずなんですね。しかし、そこまで一緒に突っ込んでしまうと市も大変なので、国や府が言ってくるものは、そのまま自動的に受けざるをえないので、この辺りは、市としては事務をやるだけなので検討しませんよとすごく乱暴な言い方をするとそういうことだと思いますので、その辺りはかなり他のレベルの整理とは違うかなと思いますので、上手く説明していただければと思います。</p> |
| 中川委員 | <p>・質問的な話になりますが、資料⑰の真ん中協働Dのところの一番下辺りに、協働して行うもので補助金にあらかじめ年限を定めることはない、ただし、時代とともに、官民の領域が変わって、行政が実施する必要がなくなれば、補助金廃止。民間だけで勝手にどうぞ。ただ、例えば補助金によっては、民間Cの分類に移行するとか、この分類間で移動することもあるのでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>➡真ん中の協働Dにあるものについては、仰っていただいたように、時代とともに官民の領域が変わった後で、例えばCに移行するものであったり、逆に一緒にやってもこれは完全に行政がやるべきだということでEに移行するというものもあると思います。</p> <p>ですので、ここの一番下に事業廃止するという一つの考え方を記載したものであり、他のパターンを記載しておりませんでしたので、事務局の説明不足で申し訳ないです。</p>   |
| 久委員長 | <p>・公の役割というのは、どんどん時代によって変化しますので、先ほど説明いただいたように時代ごとに見直していく必要があるという提言を委員会でもさせていただく必要があるのかなと思いました。補助金の話ではないですが、例えば、郵便事業というのは今まで行政・官でやっていたものが、今は完全に民間になってますよね。これは典型的な話かと思いますが、行政がやればいいのか、民間がやればいいのかというのは、時代によってもかなり変わってくるだろうなと思います。</p>   |
| 土井委員 | <p>・中川委員のお話を聞いておまして、感じたことなんですけれども、協働Dの枠の中で、事業の負担割合が0%から100%で全額補助金もありということを記載してしまうと、もう0%であれば民間Cなのか、100%であれば行政Eなのかという考え方もできてしまうので、この表現の仕方、全額補助金もありというような記載は混乱するのではないかなと思います。</p>   |
| 久委員長 | <p>・0%から100%ときちんと記載しなくてもいいですよ。事業内容などで協議の上、割合を定めるというように記載いただくといいのかなと思います。</p> <p>実は私、市民活動の助成金の審査をさせていただく中でも、この民間Cか協働Dなのかというのはすごく悩ましい部分です。河内長野市でも、10年以上審査させていただいていますが、河内長野市は、市民活動助成、プラス、提案型協働事業制度というのを作っておられます。この2つは何が違うのかというと、市民活動助成は資料⑰でいうところの民間</p>   |



|      |  |
|------|--|
|      | <p>Cの部分です。提案型協働事業というのは、市民団体が提案をして、協働Dに持っていくという事業なんです。</p> <p>この提案型協働事業というのは、他の自治体でも中々上手く機能してなくて、なぜかという市民団体が提案する時に、どう考えてもこれは民間Cだよなというのが多いんです。私たちがこういう事業をしたい、それに対して、行政も一緒にやって欲しいという提案なんですけれども、審査会で行政は何をやってくれますか、何を求めていますかという、例えば広報を応援して欲しいなどということに留まるんです。だとすれば、これ民間Cじゃないですかという話ですよ。</p> <p>行政も業務として一緒にやってもらうという部分が入ってこない協働事業にならないんですけれども、その辺りが提案をされる側も中々上手くいっていないので、そういう意味では、この協働Dというのは、これからかなり話を詰めていかないといけない部分かなと。枠組みとしては用意しても、運用としては色々なことを考えていかないといけない分類かなと思います。</p> |
| 久委員長 | <p>・今日、様々なご意見賜りましたけれども、それぞれのご意見を反映していけば、より分かりやすい整理になるのかなと思いますので、また事務局の方で作業をしていただければと思います。今日のお話を聞いて、大きく変わることは多分ないだろうなと思いますので、あとは、言葉遣い、説明文、説明の仕方、この辺りを上手く整理をしていただくと今日の話はすべて吸収できるのかなと思います。</p> <p>今日は分類のところに集中して議論をさせていただきましたけれども、全体を通して何か、お気づきの点などはございますでしょうか。</p>   |
| 佐井委員 | <p>・前回の委員会の資料⑭にこの委員会の提言書の構成素案というものをいただいているんですけれども、その時に、この項目3になるのか項目4になるのか分からないですが、今現在は、補助金をどんな種類問わずに、こういう補助金、或いは、助成金はちょっと個人的なことになるのかもしれないですけど、補助金をいただいた団体の方とは、その使い道という会計報告書みたいなものは、市に提出していらっしゃるかもしれませんが、市民の方に対してホームページなどで公表しておられるのでしょうか。</p>   |
| 事務局  | <p>➡市には、実績報告という形で出していただいて、補助金というのは当然審査をしてやっているんですけれども、支出した金額というのは公開しておりますが、実績報告の中身、全体まではしていません。</p>  |
| 佐井委員 | <p>・それは、何か理由があるのか。</p>   |
| 事務局  | <p>➡本市の場合、補助金をトータルすると、相当な数がございますので、ホームページで公表するということには至っていません。</p>  |
| 佐井委員 | <p>・市民の方が見たいと思えば、市の情報公開を管轄する部署で閲覧やコピーすることは可能なんですか。</p>   |
| 事務局  | <p>➡仰るとおりです。必要な手続きがございますが、個人情報に関する部分を除いて閲覧やコピーは可能です。</p>   |
| 佐井委員 | <p>・その辺りは、先ほど委員長からもお話がありましたように、税金を使っているわけですから、きちんと公開しているというのは担保として置いとかないといけないのかなと思います。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 久委員長 | <p>・関連した話ですが、大阪市が自治会を中心として、地域活動協議会という組織を各小学校区単位で作られたんですが、この地域活動協議会は、かなり会計的にもきちんとしてくださいということをお願いしています。NPOと同じように、地域活動協議会が自ら公表してくださいということにしています。市役所が全て責任を持っていく必要もなく、お渡しをした団体の方が自ら公表をしていくということを手順として決めておくというのも一つのやり方ではないかなと思います。</p> <p>ちなみに、今まで自治会の運営をされていた方々から何でこんなに面倒くさいことをしないといけないのかという話が出てきました。でも、社会的に活動されて、市からも交付金をいただいている限りは義務ではないのかということで、いつもお返しをしています。</p> <p>今まで、どうしても地域団体は貰ったら貰いっぱなしということになりがちだったんですけども、公金が入っている限りはきちんと社会的に評価を受けられるように、団体の方でやってもらうというのが必要かなと思いますので、そこは団体の方にそういう義務を持っていただくということも一つかなと思っています。ちなみにNPOは、法律によって、毎年、事業報告、会議報告をしないといけないということが義務化されていますので、それも一つ手がかりになるのかなと思います。</p> |
| 中川委員 | <p>・皆さん、かなり進んだお話をされているんですけども、現役の監査委員としては、それ以前に担当部署の方が、やはりきちんと会計報告をチェックしてもらわないといけないかなと。どこの部署とは言いませんし、何とも言いませんけれども、もうお任せになっているところがあるので、それは結局、資料⑩の適正化・見直しの方向性の中のどこかには少し入れて欲しいなと思います。</p>  |
| 佐井委員 | <p>・私も他市の監査委員をしている時に、その地域協議会というのはもう何か、その国の政策かなんかでその補助金を出すようになって、ただ地域協議会の方は、市からお金を貰っても何に使っていいのかわからないとか、或いは、会計報告とか領収書がどうか、そういうことを全く知らない方がいらっしやいまして、そういった報告書みたいなものを幾つか見たことあるんですけども、本当に悪気はなく分かっていらっしやらないというのか、様々な団体の方があると思うんですけども、当然、補助金を渡す時に市の方でもマニュアルといったものを何かお渡ししてますよね。それで指導ではないですけども、していかないと、どんな組織でもやはり会計の報告、記録報告とかいうのは、中々そこまで手が回らないという組織もたくさんありますので、その辺りは少し難しいですね。</p>  |
| 中川委員 | <p>・補助金に限らないかもしれませんが、交付された後も公金であるということをきちんと認識してもらいたいなと思います。逆に立派な団体・法人もあって、しっかりとした報告を出しているのに、担当者がきちんと見ていないようなこともあったりするんですけども、要するに公金であるということを認識して欲しいなというのはあります。</p>  |
| 久委員長 | <p>・大阪市の地域活動協議会の方々といつも対面してお話をする中で、やはりしんどいと仰るんですけども、当たり前のことを私たちは要求しているだけの話であって、それをやっていただかないと社会的にまずくないですかと話しています。佐井委員が仰っていただいて</p>   |

いるように、どんな組織であれ、お金をいただいている方には、それなりにきちんと透明性を担保して報告するのが当たり前ですよね。

例えば、株式会社であっても株主はちゃんと公開しなければいけないですし、自治会であろうと、町会費をいただいている限りは、町会の加入者には、当然、年度報告をしないといけないでしょうし、公金が入れば、それは市民からいただいている状態ですので、市民全体に公開しないとイケないというのは、これは社会的常識を要求しているだけの話ですので、そこは当たり前なんだということも念を押ささせていただきたいというように思います。

それと、先ほどご指摘いただいた担当部署が中々チェックできてないというのは、任せっきりになっていませんかという話だと思います。実は自分たちもその事業に関与しているという意識をしっかりと持っていただきたいと思いますね。

特に富田林市では、指定管理者の評価を長くさせていただいていますが、最近は皆さん、かなりそういった意識を持っていただいてやっておられます。具体的には、指定管理者というのは、本来、市がやるべき仕事をお任せしているわけですから、丸投げではなくて、きちんと1年間何をやってこられたかというのは、担当部署の職員も説明できないとイケないということで、評価に関する委員会では、指定管理者に説明していただくのではなくて、市の担当者に説明していただいて、1年間きちんと一緒にやってこられたかということも評価させていただいておりますので、そういうことを全ての部署の方に意識づけを持っていただくと、より適切な補助金運用ができてくるのではないかなと期待しています。

少し脱線した話になりますが、私はマンションに住んでいまして、数年前にマンションの管理組合の役員というのが回ってきました、最初に何をやりますかという役割分担をする時にすかさず会計をやりますと言ってくださった方がおられるんですね。

会計とは、先ほどのお話でも出たように、非常に煩雑な事務作業なので、奇特な方だなと思っていたんですけども、1年間仕事をする中で、その方がどんな方か分かってきたんですけども、実は公認会計士の方だったんです。プロですよ。私は会計をやらせてもらいますと積極的に手を挙げていただきました。

なぜその話を持ち出しているかという、地域にもこういった詳しい方がいらつやるはずなんです、そういった方にそのお仕事が回っていかないことが問題であって、会計とか総務関係に疎い方がやろうとするので、大変なことになるんですけども、やはり、餅は餅屋なのでそれぞれの組織の中にはこういった会計的・事務的な能力をお持ちの方というのは当然いらつやるはずですから、そういった方に適材適所に就いていただくことによって、上手く回っていくんだろうなと思いますので、そこもお願いをして、初めて気が付いてもらえる部分がありますので、そこは市の方と上手く関係を持っていただければなと思います。

久委員長

・それでは、時間的にも1時間ほど議論をさせていただきましたので、本日この議論を持ち帰りまして、また事務局と私の方で最終報告書に向かって、作業を続けていきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

議論の方は以上にさせていただいて、進行を事務局にお返ししますので、よろしく願います。

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p><b>2. その他</b></p> <p>・ありがとうございます。只今、委員長からもお話がございましたように全5回を予定させていただいておりました、本日4回目を迎えさせていただいたんですけれども、先ほど副委員長からもお話がありました資料⑭で事務局としての構成というのをお示しさせていただきました。項目1、2、3については、これまでご指摘いただいた内容を事務局の方で一度拾い上げて整理をさせていただきたいと考えています。</p> <p>前回と今回、主にご議論いただいた項目4の部分につきましては、本日の議論いただいた上で、この分類をもう少し精度を高めた上で、①から⑤につきましては、指摘いただいた内容を分類を基に、適正化・見直しの方向性というのを久委員長と相談しながら、まとめていければと考えています。</p> <p>⑥につきましては、中川委員からご指摘をいただいているところもありますし、経常的な課題もありますので、事務局として考えている点と、本日いただいた意見を踏まえながら、適正化・見直しの方向性というのを具体的に言葉として、久委員長と相談しながら、まとめさせていただくような形を次回まで継続的に持たせていただく方向で進めるということによろしいでしょうか。</p> <p>それではいただいた意見と資料⑰をまとめながら、久委員長と一緒に提言をまとめていくという作業を次回まで事務局と久委員長で継続させていただきたいなと思います。また、都度、内容確認などで各委員にご連絡させていただく場合もあるかと思いますがその際はご協力のほどお願いします。</p> <p>今回は、最終回となりますが、3月30日、開催場所は市役所3階庁議室を予定しており、本日と同様に午前10時からの開催となります。それまでに久委員長と提言書となるものをまとめさせていただく予定としており、事前に委員の皆様にお配りさせていただいて、第5回でご議論いただいて、答申をいただくのは年度が明けてからになるかと考えています。</p> <p>それでは、これをもちまして、本日の委員会の方を終了とさせていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|-----|--|